



本レポートでは、信金中金の海外駐在員等が最新のトピックスについて報告します。
今回は、現地銀行に出向中の職員が現地企業訪問時に収集した情報、肌で感じる現地の状況、
現地ネットワークを通じて得た情報等、相談が増えているベトナム進出についてお伝えします。

1. 概要

〔図表 1〕 一般的事項

国土面積	約 33 万km ² (日本の約 90%)南北約 1,650 km
人口	1 億 101 万人(キン族 90%、他 53 の少数民族で構成)
平均年齢	約 32 歳(日本は約 48 歳)
宗教	仏教、キリスト教、カオダイ教等
政体	社会主義共和国(共産党一党体制)
経済	社会主義志向の市場経済
言語	ベトナム語(識字率約 98%)
一人あたり GDP	4,285USD 相当(2024 年)
日系企業数	商工会議所会員数は約 2,100 社(総数は 4,000 社以上とも)

(出所:2024、ベトナム統計総局)

2. 投資環境(製造拠点から消費マーケットへ)

(1) 日本から見たベトナム

日本からみたベトナムの魅力、進出動機のキーワードとして、日本に比べるとまだ優位性の高い労働コスト、平均年齢が 30 歳前半であり1億人を突破した人口(若い労働力)、消費マーケットの成長可能性(消費力の向上)などが挙げられます。

これまで、労働コストの優位性が高く、労働人口が豊富であること等を主な要因として、多くのメーカーがベトナムに製造拠点を構え、それに追随する形でサプライヤーの進出が多く見られました。現在もこのような動機でベトナムへの進出を検討する企業は少なくなく、信用金庫業界から寄せられる相談の約半数は製造業関係です。また、他国から製造拠点を移管したい、ベトナムで協力企業や工場、調達先等を探したい、日本の市場縮小に伴い製品を販売したい、という相談も多くいただきます。

進出相談の増加はベトナムに対する期待感の現れであり、日系含む外資企業の進出が増えることで、ベトナム国内ではさらなる雇用が創出され、経済発展を後押しする要因になっていると言えます。

(2) ベトナム現地法人から見たベトナム

既にベトナムで操業する製造業の企業に着目しますと、10 年以上前から進出した企業にとっては毎年約6～10%上昇する賃金コストが重くのしかかり、多くの人手を投下してきた製造ラインの見直しや自動化(省人化、機械化)を進める動きが見られます。また、このような状況に加えて、これまで日本の親会社の海外製造拠点として操業してきた工場が、為替の影響や日本景気の足踏みにより受注量が低下し、工場の稼働率も下がった結果、ベトナム国内での需要獲得や他海外諸国への販売強化を目指す動きが見られます。

一方、前述の賃金コストの上昇は、消費者の購買活動を底上げする要因となり、日系の大手ショッピングモールの店舗拡大や飲食店チェーンの進出が活発となっています。また、大手のみならず中小規模の飲食店なども多く存在しており、人口の約 20%強を占めると言われる中間所得者層(世帯年収約 150～300 万円が目安)をいかに獲得するかという競争が繰り広げられているように感じます。このように、コスト高が課題の一方で、ベトナム国内の消費力は向上しており、成長中の消費マーケットとしてもベトナムが注目されています。

(3) 体制整備やインフラ開発等

2025 年はベトナム建国 80 周年(南北統一 50 周年)の年であり、7 月には大規模な省庁編成等が実施されました。これは、政策を迅速に進めるための行政機関のスリム化、海外からの投資誘致、経済成長を加速するための手続きプロセス等の簡素化や効率化、中央と地方の連携強化など、国家基盤を強化するための施策と言われています。

インフラ開発に着目しますと、日本の ODA 支援により南部(ホーチミン)にて 2024 年 12 月に開通したメトロ 1 号線は大きな話題となり、2035 年までに現在の1路線から7路線に拡大することを計画しています。その他、南部では新たな国際空港が 2025 年 12 月より稼働予定、2027 年には北部(ハノイ)都市鉄道が全線開通予定、2035 年までにはハノイとホーチミン間的高速鉄道の開発が計画されるなど、インフラ開発およびこれに伴う経済発展が期待されます。ただし、計画どおりのスケジュールで進むかどうかは今後の状況次第であり、これまでを振り返ると不確実な面もあります。発展途上ゆえに、一部このような不安要素はありますが、ここから約 10 年間でベトナムの経済成長にとってターニングポイントになると考えられます。

[図表2]主な日系進出企業や業種

北部	大型工場や大手メーカーの製造拠点多い ・Canon(キヤノン)、Panasonic(パナソニック) ・本田技研、ヤマハ、トヨタ、デンソー、ブリヂストン
南部	食品関係の工場や小売・飲食店等の進出が目立つ ・エースコック、味の素、日清食品、ヤマザキパン ・サントリー、サッポロビール、ヤクルト ・AEON MALL(イオン)、ホーチミン高島屋 ・ファミリーマート、セブンイレブン(25 年ハノイにも出店) ・ニトリ、マツキヨ、ツルハドラッグ、松屋、ロイヤルホスト
共通	IT・サービスなど ・優秀なエンジニア人材の獲得競争が発生中 ・日本の業務を委託、海外から受注、ベトナム国内にも展開 ・製造業の商社機能、生産委託(OEM)、技術移転など

(出所:各種情報より信金中央金庫作成)

3. 進出や事業展開時の留意点

(1) ビジネスにおける独特の文化

ベトナムで事業を行う上で「日本との違い」を理解することは大切であると考えます。例えば、ベトナムの方は愛国心が強く、国家イベントが開催される折には、家庭で国旗を掲げたり、国旗模様が施された T シャツを着て参加したりと、社会主義体制において強調されている価値観を見ることができます。特徴的なものとして、メディアや広告での表現について、国や政治を批判するような内容等がないか規制されていること（外資企業が発行する媒体や記事にも検閲が入る）、組織内では年功序列の風潮が強く、年齢・性別・立場の違いにより呼称が存在すること、土地は国家の所有物であり、個人や企業は「土地使用権」を取得、利用、売買することなどが挙げられます。

よく「袖の下文化はあるのか」との質問を受けます。これに関しましては、歴史を振り返ると慣習的に存在したと言われており、その名残が残っていることもあります。近年、国は汚職撲滅を徹底して進めており、状況は大きく改善しています。しかしながら現場では、早く手続きを進めるための謝礼が必要となったり、例えば、罰金やペナルティ等を回避するための手数料が発生したりと、交渉により領収書を発行してもらえるケースもありますが、予期せぬ経費や支出が生じることがあると聞いております。

(2) 事前調査の重要性

ベトナムにて事業を行う際、「ライセンス」というワードが頻繁に使われます。これは法人登記や事業活動許可のことを含めた広範な許可を指します。法人を設立する際には、登記時点で取得しなければならない（メイン）ライセンスと、事業活動ごとや将来行う予定の事業のために取得する必要がある（サブ）ライセンスは何かなど、しっかりと事前に調査する必要があります。このライセンスの種類によっては、外資 100% 出資の会社では取得が難しいものがあったり、複数を同時申請した場合、取得までに通常よりも時間を要したり、設立時の資本金を積み増す必要があるなど、特に新規法人設立時の手続きに大きく影響するものとなります。場合によっては、外資 100% ではなく、ローカル企業との合弁会社設立や、ローカル企業の M&A（買収）、また、自社で保有するライセンス以外の事業はローカルの協業先を見つけて委託するなど、方法を検討する必要があります。加えて、事業所を構える場所についても留意が必要です。例えば、レンタルオフィスを借りて事業所登録を行おうとした際、実はそのビル（またはビルが所在するエリア）では外資企業の操業が認められていないというケースがあります。これは工業団地にも同様に発生しうる問題です。

[図表3]外資 100%出資が認められる主な分野と一部制限される分野

分野	外資 100%出資の可否	備考・条件など
製造業	可	原則自由。特定業種(兵器・鉱物等)は除外
IT・ソフトウェア	可	制限なし。クラウド・データセンターも開放済み
卸売・小売	可(小売は条件付)	2店舗目以降は審査が必要 店舗販売、EC 販売でライセンスが異なる
不動産サービス(管理・仲介)	可	土地所有は不可(使用権の賃借)
コンサルティング	可	専門資格業は個別ライセンス要
教育サービス	可(許認可制)	文部省等の承認が必要
飲食業(レストラン・カフェ等)	可	外資 100%で原則登録可能。 食品衛生・消防・酒類販売などの許可が別途必要
旅行業(旅行代理店)	不可(JV のみ)	ベトナム側パートナー必須
医薬品流通	不可	医薬品輸入ライセンスにより輸入は可能。ただし自社での卸・販売は不可
物流	制限あり	倉庫業等は可、運送業は外資上限(51%)など
広告・印刷・マーケティングサービス業	可	広告・生活・観光・企業紹介等(報道はNG、印刷は業務委託)
報道・出版	禁止	投資禁止分野

(出所:各種情報より信金中央金庫作成)

(3) 明文化されていない資本金要件

ベトナムにて法人設立を行う際、海外からの投資による払込資本金額の設定については、法律上、最低金額は規定されていません。ただし実務上では、前に述べたようにライセンスの種類や取得数により資本金の積み増しが必要であり、北部(ハノイ側)では、明文化されていないものの、外資企業の法人設立申請にあたっては、最低 30 億 VND(約 1,800 万円)が目安になっているとの声もあります。一方で南部(ホーチミン)に関しては、そのような状況は一部業種のみに限られているため、現時点では北部ほど縛られる可能性は少ないと言われています。

(4) トラブル事例

海外での操業においては、日本では起こりえない事象や思いもよらない落とし穴が存在することがありますが、ベトナムも例外ではありません。こうした事例を事前に知っておくことで、回避やリスク軽減につながると思いますので、あくまで参考情報として、いくつかトラブル事例を紹介します。

イ. 社内の経理担当者が取引先と通謀してお金を横領する

ベトナムでの法人運営において、経理担当者はとても重要なポジションとなります。自社の人間を経理担当者に任命する場合、委任しなければ銀行手続きの決裁権限までは持てませんが、社外(取引先)の人間から取引を維持するために持ち掛けられた話に乗ってしまったり、請求書や帳簿等を調整することで自身の懐にお金をいれてしまったりといった不正が発生する事例があります。このため、経理業務を外部の会計事務所へ委託したり、自社で行う場合にはしっかりと労務管理を行ったりするなど、方法を工夫する必要があります。

ロ. 採用したがすぐに辞めてしまう、簡単に解雇できない

業種問わず、採用した人間がすぐにやめてしまって困っているという悩みを聞くことがあります。この理由としては、労働条件や環境が思っていたものと違った、従業員の前で叱責を受けた、近隣の別会社の方が良い給与を提示していた、稼ぎたいのに残業が少なかったなどが考えられます。入れ替わりの激しいポジションが会社運営に大きく影響することは避けたいため、いかに古参の方を大事にするか、また、優秀な人間はしっかり評価するなど、欠かせない人員のつなぎ止めはもちろん、新規採用者が長く働きやすい労働環境や福利厚生を用意することも大切です。

逆に、簡単に解雇できないことが悩みの種になることもあります。ベトナムでは雇用される側の権利を保護する考え方が強く、自主退職ではなく解雇するには相当のハードルがあると言われていいます。例えば、単に勤務態度が悪いということだけでは解雇事由に該当せず、就業規則や労使契約書に記した違反内容を繰り返した場合、その客観的な証拠を用意して手続きに挑む形になります。

ハ. 省や行政、工業団地等が絡んだペナルティという名の罰金

工業団地内の工場等(借地権所有やレンタル)で聞く話ですが、例えば、法令の変更によりライセンス関係の許認可を追加申請しなければならない時や、環境や消防関係の規定に従うための設備整備が必要となる状況下において、その検閲担当者から個人的に謝礼を要求されたり、明らかにタイトなスケジュールで対応を求められたりすることがあります。さらに、期限までにクリアできないことに対する罰金が科されたり、許認可を申請するために必要なレポート作成について、担当者から委託先のエージェントを指定され、他の事業者と比べて割高な代金を請求されたりする事例も耳にします。こうした経費は不可避のことが多いですが、実は担当者としてしっかり交渉することで減額されたり、経費として処理するための領収書が発行されたりするそうです。

(5) 進出に向けた心構え

ベトナムを含む海外への進出や事業展開において、良い事例や成功体験については、わかりやすく情報が出回っている中、経営判断として海外進出を検討する上では、リスクやネガティブな情報も事前に知っておくことが必要不可欠であると考えます。もちろん、進出機運に水を差したいわけではなく、ただ、ベトナムにおいて成功されている日系企業や事業者の方でも、現地の商習慣を理解して、少なからずトラブルや困難な局面を乗り越えて今があると思います。そして今もなお、日本の常識が通用しない事象に対して柔軟に対応し続けています。海外で操業するためには綺麗ごとであったとしても「現地経済や国民の繁栄に貢献する、自分たちは外国企業として異国の地で稼がせてもらっている」というような感覚を忘れるべきではないでしょう。

新規進出や事業展開を検討される際は、事前調査や事業計画策定をしっかりと行い、法定や規制、情報が目まぐるしくアップデートされる中で情報収集を怠らず、現地での協力者探しやネットワーク構築に努め、実際に調査段階から経営者の方が足を運んで、現地を目の当たりにしたうえで進めていくことをお勧めします。

4. おわりに

ベトナムは社会主義の政治体制のもとに資本主義経済を導入している国であり、諸外国に対して全方位外交の姿勢、政府は「外国直接投資(FDI)」の誘致を国家の発展戦略の中核と位置づけており、外国企業の誘致に積極的な国となります。また、発展スピードは緩やかですが、インフラや都市開発の計画や話題も多く、まだ若い人口の消費活動が活発になりつつあるなど、今後の発展に大いに期待が寄せられます。

信金中央金庫では、ベトナムにおける信用金庫業界のサポート体制強化のため、ベトナム投資開発銀行への出向者派遣に加え、ホーチミン駐在員事務所の新たな開設に向け、準備を進めています。お困りごとがありましたら、お近くの信用金庫までご相談ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 企画グループ
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
Tel: 03(5202)7703
E-mail: s1000860@facetoface.ne.jp

<信用金庫使用欄>

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。